

# 山梨県公報

第七百三十五号

平成十九年

二月八日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の解除……………六五
- 道路の区域変更……………六五
- 道路の供用開始……………六五
- 都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議(二件)……………六六
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………六六

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………六六
- 葦崎都市計画道路事業の施行について……………六七
- 大月都市計画道路事業の施行について……………六七
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出……………六七
- その他……………六八
- 一般競争入札について(二件)……………六八

## 告示

### 山梨県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
西八代都市川三郷町岩間字山ノ寺六二〇の一
- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存

### 三 解除の理由 指定理由の消滅

#### 山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年三月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市国母七丁目一〇一三番の五地先から 甲府市国母七丁目九〇八番の一地先まで	三三一・五	九八・〇	三三一・五	三三一・〇
	二二〇・〇			三三一・〇

#### 山梨県告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年三月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上黒駒石和線	笛吹市大字御坂町上黒駒字松ノ木田三三三番の一地先から	五九・六	平成十九年 二月十三日

笛吹市大字御坂町上黒駒字松ノ  
木田三三三番の二地先まで

山梨県告示第三十八号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部都市計画課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市公園の名称 山梨県桂川ウエルネスパーク
- 二 兼用工作物の名称又は種類 大月市道公園通り線及び小向西山線
- 三 兼用工作物の位置 大月市富浜町大字宮谷字そつた戸六百十五番の五から大月市富浜町大字鳥沢字西袴着八千二百八十五番まで及び大月市富浜町大字鳥沢字西袴着八千四百四十四番から大月市富浜町大字鳥沢字西袴着八千四百五十一番の二まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 道路管理者 大月市長 西室寛
  - 2 住所 大月市大月二丁目六番二十号
- 五 管理の内容 兼用工作物の維持及び修繕
- 六 管理の期間 平成十九年二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

山梨県告示第三十九号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部都市計画課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市公園の名称 山梨県笛吹川フルーツ公園
- 二 兼用工作物の名称又は種類 山梨市道フルーツ公園線
- 三 兼用工作物の位置 山梨市大字正徳寺字泥於根二千二百九十八番の十から山梨市大字江曾原字長築地道上千六百二十三番三まで

- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 道路管理者 山梨市長 中村照人
  - 2 住所 山梨市小原西中島九百五十五番地
- 五 管理の内容 兼用工作物の維持及び修繕
- 六 管理の期間 平成十九年二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

山梨県告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置 甲斐市西八幡字戸田道下三七五一番一〇
- 二 道路の幅員 最大幅員四・五〇メートル 最小幅員四・〇〇メートル
- 三 道路の延長 二九・九〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年一月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人ゼロファクトリー
  - 2 代表者の氏名 山口晋一

- 3 主たる事務所の所在地 南都留郡道志村一万七百七十七番地一
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、広く県内外の人々に対して、道志の自然資源、環境、文化等を活用する事業を行い、道志の認知度を高めると共に、地域のまちづくりの推進と環境の保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年一月二十五日から同年三月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年一月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 未来の動物園を考える会
  - 2 代表者の氏名 窪田明正
  - 3 主たる事務所の所在地 甲府市緑が丘二丁目七番十五号グランドハイックボタ百五号
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、全国的に動物園情報を収集・開示し、山梨県民をはじめとする地域住民にとって動物園の充実および必要性を多くの人々に再確認していただく運動を展開するとともに時代に即した新しい動物園のあり方（施設利用、運営、広報等）を提言することを中心目的とする。また、動物、あるいは動物園が地域社会および人々にもたらす数々の効果を利用し、広く社会と動物および動物園との架け橋となる運動を展開する。さらに、野生動物の生態系を広報し環境保全を図る活動も目的の一つとする。「動物園を通して人と動物の関係」を考えるために各種の企画を運営し、セミナー、ワークショップ等を実施し、地域住民の動物園運営に対する意見を集約した公立動物園の実現に努力することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年一月二十三日から同年三月二十二日まで

● 韮崎都市計画道路事業の施行について

韮崎都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年二月八日

一 都市計画事業の種類及び名称 山梨県知事 山 本 栄 彦

二 施行者の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦

三 事務所の所在地 山梨県

四 事業地の所在地 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

五 事業地の所在地 山梨県甲斐市竜地字石下、字大滝、字鳥塚及び字北川地内

● 大月都市計画道路事業の施行について

大月都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年二月八日

一 都市計画事業の種類及び名称 山梨県知事 山 本 栄 彦

二 施行者の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦

三 事務所の所在地 山梨県

四 事業地の所在地 大月市大月町花咲一六〇八番三号 富士・東部建設事務所

五 事業地の所在地 山梨県大月市大月一丁目字六貫メ地内

● 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり甲府紅梅地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があつた。

平成十九年二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名	宇佐美 太郎	住 所	甲府市丸の内一丁目十六番四号
----	--------	-----	----------------

### その他

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年二月八日

山梨県工業技術センター所長 手塚 芳 郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 役務の名称及び数量  
山梨県工業技術センター 清掃業務 一式
- 2 役務の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間  
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所  
山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十八年山梨県告示第九十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- 3 この公告に示した役務を確実に履行できると山梨県工業技術センター所長が判断した者であること。
- 4 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後直ちに履行に着手できる者であ

- ること。
- 5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 6 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの二年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行爲がない者であること。
- 7 平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。
- 8 1から7までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター総務課 電話〇五五 二四三 六一一
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成十九年二月二十二日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所  
平成十九年二月二十三日（金）午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成十九年三月二十二日（木）午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室
- 5 郵送による入札書の受領期限及び場所  
平成十九年三月二十日（火）午後四時までに山梨県工業技術センター総務課（郵便番号四〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地）に必着すること。
- 6 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 8 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると山梨県工業技術センター所長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行が為されないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とするところがある。

#### 四 その他

##### 1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### 2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

##### 3 契約書作成の要否

##### 4 長期継続契約

この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度において当該契約に係る歳出歳入予算が成立しなかった場合は、当該入札による契約を解除することがある。

##### 5 その他

詳細は、入札説明書による。

#### Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
- 2 Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center
- 3 Date and time for tender
- 4 10:00AM March 22, 2007
- 5 Bureau in charge
- 6 General Affairs Section Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center
- 7 2094 Otsu-nachi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111

#### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年二月八日

山梨県工業技術センター所長 手塚芳郎

#### 一 一般競争入札に付する事項

##### 1 役務の名称及び数量

山梨県工業技術センター設備運行管理業務 一式

##### 2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

##### 3 履行期間

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

##### 4 履行場所

山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター

#### 二 一般競争入札の参加資格

1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十八年山梨県告示第百九十四号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

- 3 この公告に示した役務を確実に履行できると山梨県工業技術センター所長が判断した者であること。
  - 4 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後直ちに履行に着手できる者であること。
  - 5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - 6 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの二年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。
  - 7 平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての建築物における設備運行管理業務（空気調和設備及び機械換気設備、給水及び排水に関する設備並びに変電設備・照明設備等の運転、日常的な点検及び補修等）を一回として、二回以上建物の延べ面積五千平方メートル以上の設備運行管理業務契約を元請として結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。
  - 8 1 から7までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター総務課 電話〇五五 二四三 六一一一
  - 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成十九年二月二十二日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
  - 3 入札説明会の日時及び場所  
平成十九年二月二十三日（金）午前十時三十分 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室
  - 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成十九年三月二十二日（木）午前十時三十分 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室
  - 5 郵送による入札書の受領期限及び場所

- 平成十九年三月二十日（火）午後四時までに山梨県工業技術センター総務課（郵便番号四〇〇 〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地）に必着すること。
- 6 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 7 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 8 落札者の決定方法  
この公告に示した役務を履行できると山梨県工業技術センター所長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行が為されないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とするところがある。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金及び契約保証金  
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 3 契約書作成の要否  
要
  - 4 長期継続契約

この契約に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度において当該契約に係る蔵入蔵出予算が成立しなかった場合は、当該契約を解除することがある。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Facilities Manegement services for the Yamanashi Prefectural Industrial

Technology Center

2 Date and time for tender

10:30AM March 22, 2007

3 Bureau in charge

General Affairs Section Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center

2094 Otsu-machi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番